運　転　管　理　業　務　仕　様　書

（目的）

第１条　この仕様書は、杭ノ瀬第１調整池ポンプ場の運転管理業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。なお、仕様書中の「甲」及び「乙」は、業務委託契約書（以下「契約書」という。）明示の「甲」及び「乙」と同一とする。

当該調整池は、降雨時に杭ノ瀬川第２排水区の浸水を防除するため一時的に貯水する調整池です。排水先は杭ノ瀬川であり、この川も降雨時に水位が上昇するため、県杭ノ瀬川ポンプ場において和田川に排水しています。このため、運転管理については、河川の水位、県杭ノ瀬川ポンプ場との緊密な連絡、緊急時の対策等、高度な技術と判断が求められることに留意すること。

（業務の履行）

第２条　乙は、調整池設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、甲の指示に従って、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

２　乙は、契約満了又は契約の解除により乙が変更になる場合は、引継事項（別紙１）を作成し、甲の指示する期間に業務の引継を協力して行わなければならない。

３　本仕様書に定める報告、届出及び解除は、書面により行わなければならない。

（法令等の遵守）

第３条　乙は、業務の履行に当たっては、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、労働関係法令の遵守はもとより、業務の履行に必要な関係各法令及び監督官庁からの指示命令等を遵守するものとする。

（業務場所の所在地及び名称）

第４条　調整池

所在地：和歌山市南出島８６番地

名　称：杭ノ瀬第１調整池ポンプ場

放流先

所在地：和歌山市杭ノ瀬３３４番地先

名　称：杭ノ瀬調整池放流口

（施設の概要）

第５条　供用開始　　：平成 13 年 6 月

計画能力　　：貯留量　約 12,000 ㎥

設備等の概要：主要な設備等の概要は別紙２に示す

（業務の内容）

第６条　業務の主な内容は、日常の巡視点検（週１回程度）、雨天時の運転操作及び晴天時の排水並びに定期点検整備、故障時の緊急呼出、設備メーカー等による点検・修繕・改築後の試運転とし、次のとおりとする。

（１）ポンプの運転操作・点検

（２）沈砂池設備、ゲート設備及び換気設備の操作・点検

（３）各施設の給油、塗装及び軽易な補修

（４）動力盤、発電設備、低圧盤、監視盤等の操作・点検
（５）放流先河川のテレメーター、フェンス等の点検
（６）その他各施設の操作・点検
（７）各施設の清掃（沈砂池は月１回、調整池は年１回とし、その他は適宜行うこと。）
（８）有資格者の確保と技術者の選任
（第１種電気工事士、玉掛技能者、危険物取扱者甲種もしくは乙種）
（９）停電時における復旧作業、非常用自家発電装置による運転
（１０）その他上記以外の関連指示事項

（し渣及び沈砂の処分）

第７条　し渣及び沈砂は、運搬が可能な状態にして構内にて保管し適切な時期に甲に連絡すること。ただし、保管方法については甲と協議すること。

（従事者名簿及び変更届の提出）

第８条　乙は、契約後速やかに従業員名簿及び従業員の配置表、有資格者選任届を書面にて提出し、また契約期間中に異動がある場合は速やかに書面にて提出するものとする。

２　前項における従事者名簿の内容は、従事者の氏名、業務分担等とする。

（業務総括責任者の選任）

第９条　乙は、業務を適正かつ円滑に遂行するために、前条第１項による従事者名簿の中から、業務総括責任者を選任し、甲に届け出るものとする。なお、異動又は変更した場合も同様とする。

（業務総括責任者の職務）

第１０条　業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。
（１）現場の最高責任者として、従業員の指導、監督を行うこと。
（２） 契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）から、業務の目的、内容を十分理解すること。
（３） 完成図書、取扱説明書等から施設の機能を完全に掌握し、効果的、経済的に運転すること。
（４）従業員の現場研修を行い、技能の向上、事故防止に努めること。
（５）常に状況を適確に把握し、緊急時に直ちに連絡、対処できる状態にしておくこと。

（設備の点検整備）

第１１条　乙は、事故等を防止するとともに各種機器の機能を十分に発揮させるため、日常の設備点検を行い、その結果を報告するものとする。

２　機器の点検及び整備については、次のとおり行わなければならない。

（１）点検は、各種機器及び施設箇所を巡回し、異音、高温度、錆、振動、損傷及び油漏れ等の防止に努めるとともに、計器の指針値の確認を行う。また、機器の保全を目的とし、計測器による測定及び外観目視を行い、異常を発見した場合は速やかに甲に報告するとともに必要な措置を講ずること。また故障、事故等の対応には昼夜を問わず、対処するものとする。

（２）整備は、常に各種機器が正常に稼動するよう給油及び消耗部品の交換を行う。

（軽微な修理）

第１２条　乙は、日常点検において発見した不良箇所若しくは事故又は故障により発生した破損箇所のうち、修理可能なものについては、事前に甲と協議し、承諾を得てから速やかに処置

するものとする。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに、甲に報告するものとする。

（従業員の服装）

第１３条　勤務中は、作業に適した帽子、服、ズボン、靴等を着用し清潔を保つこと。

（提出書類）

第１４条　乙は、下記の書類を甲に提出しなければならない。

（１）着手届

（２）従業員名簿

（３）従業員の配置表

（４）勤務編成表

（５）業務総括責任者届、有資格者選任届

（６）その他必要書類

２　乙は、業務に関する、下記の書類を提出しなければならない。

（１）運転日報および月報、年報

（２）作業日報

（３）電気設備の日常巡視点検記録

（４）その他係員が指示する書類

３　契約期間中の年度末ごと及び契約期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

（排水時期）

第１５条　調整池に取り入れた雨水の排水運転は、次回降雨日、又は降雨が予想される日までに、晴天時の適切な時期に適切な時間、ポンプ運転の対応をしなければならない。

（乙の負担経費）

第１６条　次に掲げる経費は、乙の負担とする。

（１）日用品（乙が専ら使用する計器及び備品）

（２）安全対策用具（ヘルメット・防塵マスク・安全用ロープ・安全帯・その他必要品）

（３）履物（作業靴・長靴・安全靴・股下長靴・胴長靴・その他必要品）

（４）着用品（軍手・ゴム手袋・雨合羽・その他必要品）

（５）点検整備に必要な工具及び測定器具類（ただし、調整池で備え付けている工具、特殊な工具及び測定器具類は除く。）

（６）社内使用の用紙及び甲宛てに提出する書類の用紙代

（７）業務に使用する車両経費

（８）その他消耗品

（甲の負担経費）

第１７条　次に掲げる経費は、甲の負担とする。

（１）電力

（２）用水

（３）構内の固定電話料金及び放流先水位計にかかる通信費

（４）塗装資材

（５）小修理に要する資材

（６）油脂類

（７）原資材的薬品
（８）その他甲が認めるもの
（施設の使用許可）
第１８条　乙において、業務が能率的かつ効果的に行われるために、下記の施設等を契約期間中貸与するものとする。使用については、細心の注意をもってこれに当たること。
（１）各施設装置の規格工具
（２）その他甲が必要と認めるもの
（清掃・整理）
第１９条　乙は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清掃（除草等含む。）し、不要な物品等を整理しなければならない。
（損害補償）
第２０条　乙の責に帰すべき事由により事故が生じた場合（施設の破損・性能低下等）は、乙の負担により甲が指定した期間に補償、取り替え等、その他必要な措置を講ずること。なお、甲、乙のリスク分担は別紙３に定めるとおりとする。
（雑則）
第２１条　本仕様書に明記されていない事項については、甲の指示に従うものとする。
また、指示されない事項であっても運転操作上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。
２　運転等にかかる資料の提出を甲が要求した場合は、すみやかに応じなければならない。
３　乙は、常に場内全般火災、盗難等の予防、取り締まり並びに警戒に努め事故等の発生したときは、適切な措置を講じると共に、甲の指示に従わなければならない。
４　乙は、本仕様書に基づくほか、甲の指示に従い業務の完遂を期さなければならない。
（疑義）
第２２条　本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

別紙１

引継事項
受託者は、下記項目について引継事項を作成し、次の受託者に引き継ぐものとする。

〇引継項目

１．　日常の維持管理に関すること
（１）降雨時及び降雨後の対応（放流先の状況に応じた対応方法）
（２）各機器の点検及び整備方法
（３）各施設の清掃について

２．　運転操作に関すること
（１） 機器の 運転操作の詳細（故障・警報対応含）
（２） 運転操作手順

３．　引継年度の年報のデータ

４．　その他業務を遂行するにあたり必要な事項

別紙２

杭ノ瀬第１調整池ポンプ場　主要機器一覧表

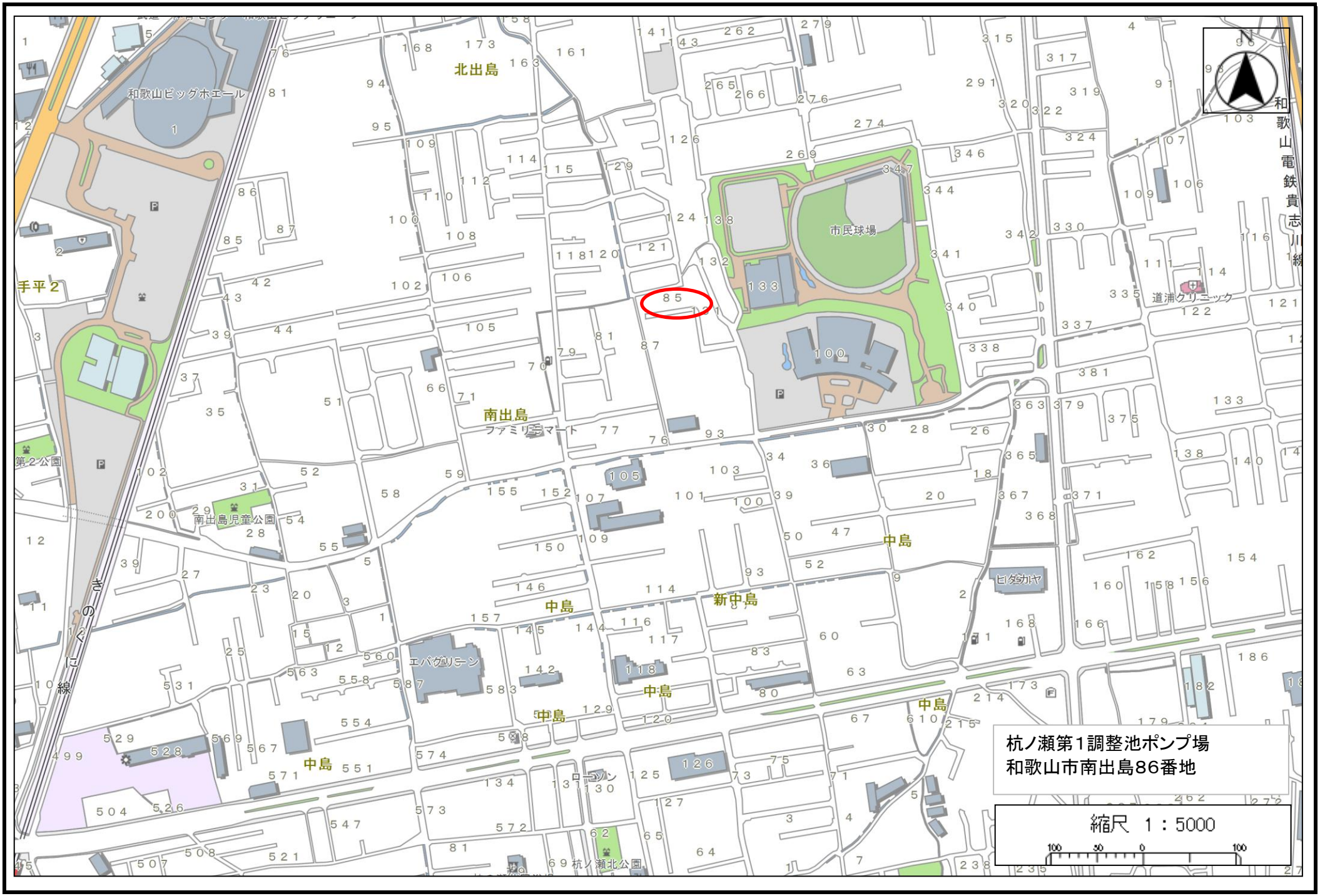
大分類	中分類	小分類	設備名称	台数	形式	仕様
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	No.1～No.2流入ゲート	2 門	外ねじ式鋳鉄製スライドゲート	呑口寸法2000×2000
沈砂池設備	スクリーンかす設備	自動除塵機	No.1～No.2自動除塵機	2 基	ダブルチェン式前面かき揚型	水路幅3000,水路深4000
沈砂池設備	雨水沈砂設備	揚砂ポンプ	No.1～No.2揚砂ポンプ	2 台	水中汚水汚物ポンプ	φ80,吐出量0.6m3/min,揚程23m
沈砂池設備	雨水沈砂設備	噴射式揚砂機	集砂装置	2 組	フラットスプレーノズル	SUS304　45°　×294kPa
沈砂池設備	雨水沈砂設備	沈砂分離機	サイクロン	1 基	処理能力0.6m3/min	インサート方式
沈砂池設備	雨水沈砂設備	沈砂洗浄機	沈砂分離機	1 台	２重ドラム回転式	処理能力1m^3/h
沈砂池設備	雨水沈砂設備	沈砂洗浄機	洗浄水ポンプ	1 台	片吸込渦巻ポンプ	φ80,吐出量0.6m3/min,揚程28m
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	ポンプ本体	No.1～No.2主ポンプ	2 台	水中汚水ポンプ	φ350,吐出量15m3/min,揚程13.2m
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	ポンプ本体	排水ポンプ	1 台	水中汚水ポンプ	φ200,吐出量5m3/min,揚程17.5m
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	吐出弁	No.1～No.2主ポンプ吐出弁	2 台	1床式横軸電動蝶形弁	φ350
電気計装設備	受変電設備	柱上開閉器	柱上気中開閉器	1 台	気中式耐塩形	電圧7200V、電流300A、容量150MVA
電気計装設備	受変電設備	断路器盤	引込盤	1 面	屋内自立閉鎖形	電圧6600V、電流400A
電気計装設備	受変電設備	遮断器盤	受電盤	1 面	屋内自立閉鎖形	電圧6600V、電流600A
電気計装設備	受変電設備	変圧器盤	変圧器盤	1 面	屋内自立閉鎖形	電圧6600V、容量300Kva、三相、自冷
電気計装設備	受変電設備	低圧主幹盤	切替盤	1 面	屋内自立形	電圧210V、電流1000A
電気計装設備	受変電設備	低圧主幹盤	動力主幹盤	1 面	屋内自立形	電圧210V、電流1000A
電気計装設備	受変電設備	低圧主幹盤	照明主幹盤	1 面	屋内自立形	電圧210V、定格電流100AF
電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	充電器盤	整流器盤	1 面	屋内自立形	800W×2300H×1000Dmm
電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	インバータ盤	インバータ盤	1 面	屋内自立形	電圧100V、電流20A、容量2Kva
電気計装設備	自家発電設備	発電機	発電機	1 台	オープン、自立型	3900W×2600H×1500Dmm
電気計装設備	自家発電設備	燃料タンク	燃料タンク	1 台	角形、架台上設置、１０００Ｌ	
電気計装設備	自家発電設備	発電機盤	発電機盤	1 面	屋内自立形	電圧210V、電流800A
電気計装設備	自家発電設備	自動始動盤	始動用直流電源盤	1 面	屋内自立形	
電気計装設備	監視制御設備	計装計器盤	計装盤	1 面	屋内自立形	
電気計装設備	監視制御設備	監視コントローラ	監視盤	1 面	垂直自立両面形	制御電源105V
電気計装設備	監視制御設備	通信装置	自動通報装置	1 台	屋内壁掛形	
電気計装設備	監視制御設備	補助リレー盤	補助継電器盤(1)	1 面	屋内自立形	電圧105V
電気計装設備	監視制御設備	補助リレー盤	補助継電器盤(2)	1 面	屋内自立形	電圧105V
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	流入ゲート盤	1 面	屋内スタンド形	
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	自動除塵機盤	1 面	屋内スタンド形	

大分類	中分類	小分類	設備名称	台数	形式	仕様
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	揚砂ポンプ盤	1 面	屋内自立形	
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	主ポンプ盤	1 面	屋内スタンド形	
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	排水ポンプ盤	1 面	屋内壁掛形	
電気計装設備	監視制御設備	計装計器盤	給油警報盤	1 面	屋外壁掛形	
電気計装設備	監視制御設備	テレメータ・テレコントロール装置	テレメータ盤	1 面	屋外、ＳＵＳ製、壁掛型	
電気計装設備	負荷設備	コントロールセンタ	コントロールセンタ(1)	1 式	屋内両面形	電圧210V、電流800A
電気計装設備	負荷設備	コントロールセンタ	コントロールセンタ(2)	1 式	屋内両面形	電圧210V、電流800A
電気計装設備	計測設備	レベル計	流入渠水位計	1 台	投込式	定格電圧24VDC、計測範囲0~5m
電気計装設備	計測設備	レベル計	No.1沈砂池水位計	1 台	投込式	定格電圧24VDC、計測範囲0~5.5m
電気計装設備	計測設備	レベル計	No.2沈砂池水位計	1 台	投込式	定格電圧24VDC、計測範囲0~5.5m
電気計装設備	計測設備	レベル計	調整池水位計	1 台	投込式	定格電圧24VDC、計測範囲0~14m
電気計装設備	計測設備	レベル計	調整池水位計	1 台	フロート式	
電気計装設備	計測設備	レベル計	放流先水位計	1 台	電波式	

別紙3

リ　ス　ク　分　担　表

項目	リスクの種類	リ　ス　ク　の　内　容	負担者	
			甲	乙
一般共通	法令・法制度及び関係規制の改正・変更	管理業務に直接関係する法令・法規等の改正・変更	○	
		法令・法規等の改正・変更等により追加投資が必要となる場合	○	
	政治・政策等	政治・政策等の方針転換、議会等による議決・承認、財政破綻等による債務不履行又は支援、許認可の取得等に係わるもの	○	
	第三者賠償責任	運転管理業務による騒音・振動等の場合	協議	
	住民問題	公共下水道事業に対しての住民反対運動、訴訟等による運転の遅延、管理強化による業務遅延又は停止、コストの増大等	○	
		運転管理に関する住民反対運動、訴訟等	○	
	事故の発生	運転管理業務に起因した事故発生等の対処		○
	環境問題	運転管理業務をする上での環境破壊等の対処	協議	
		公害・環境問題及び訴訟等に伴う運転・計画の遅延、管理強化による業務遅延又は停止、コストの増大等	○	
	業務の中止・延期	甲の指示、議会等の不承認によるもの	○	
		運転管理に必要な許認可等の遅延によるもの	○	
		乙が、運転管理業務放棄等の場合		○
	不可抗力	天災又は暴動等による業務内容の変更・中止・延期の場合	協議	
	債務不履行	乙及びその関係者の債務不履行による事業破綻、契約破綻等の場合		○
	事故及び労災等	乙の責めによる運転管理業務における従事者の事故・労災等及びその裁判費用又は労災賠償金が発生する場合		○
		上記以外に、従事者からの起訴による賠償金が発生する場合		○
運営	説明責任	甲の条件提示・指示の不備、変更によるもの	○	
		甲の指示による乙の不備によるもの		○
	甲からの賠償責任要求	運転に際して乙の責任で事故等が発生し、甲から賠償責任を追及されることにより、業務運営が中断する場合		○
		甲から賠償責任追及の際の裁判費用、賠償金の支払いが発生する場合		○
		上記賠償責任に関し、業務継続のための改修・改善に伴う追加投資		○
	計画等の変更	計画・用途の変更等、甲の責による業務内容の変更	○	
	施設等の損傷	運転管理業務に係わるうえで生じた事故・災害による施設等の損傷	協議	
		上記以外の事故・災害・天災・暴動等による施設の損傷	○	


北出島
南出島
中島
新中島
手平２
和歌山ビッグホエール
市民球場
道浦クリニック
南出島児童公園
第２公園
杭ノ瀬北公園
和歌山電鉄貴志川線
にくのき線
ファミリーマート
ローソン
エバグリーン
ヒダカヤ
杭ノ瀬第１調整池ポンプ場
和歌山市南出島86番地
縮尺　1：5000
100　50　0　100

（案）

業　務　委　託　契　約　書

和歌山市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第１条　甲は杭ノ瀬第１調整池ポンプ場（和歌山市南出島８６番地）の運転管理業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、契約日の翌日から令和１２年３月３１日までとする。

２　契約期間のうち令和９年３月１日から令和１２年２月２８日までを委託業務期間とする。

３　契約日の翌日から令和９年２月２８日までの期間を業務準備期間、令和１２年３月１日から同月３１日までの期間を業務引継期間とする。

４　前項の業務準備期間及び業務引継期間に要する費用は全て本契約書前書きの乙の負担とする。ただし、令和８年４月１日付けで契約を締結した「杭ノ瀬第１調整池ポンプ場運転管理業務委託」の受託者及び次条第２項の新たな受託者が負担すべき費用を除く。

（委託業務の履行方法）

第３条　乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

２　乙は、新たな受託者が決定された場合、又は契約解除により乙が変更になる場合は、速やかに新たな受託者に対して仕様書に定める業務を遂行できるよう引継ぎ研修を誠実に行わなければならない。

（委託金）

第４条　委託金の額は、　　円（うち消費税及び地方消費税分　　円を含む。）とし、令和９年３月から令和１２年２月分まで１か月当たりの額は、　　円（うち消費税及び地方消費税　　円を含む。）とする。

（責任者の選任）

第５条　乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる業務総括責任者（有資格者を含む。）を選任し、経歴書を添えて甲に届けなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるとき、委託業務の履行状況について調査を行い、乙に対して報告を求め、乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第９条　甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

２　甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第１０条　委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

２　甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第１１条　乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

２　前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

３　前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の１００分の１０の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

（確認）

第１２条　乙は、委託業務を履行したときは、その都度遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

２　乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

（委託金の支払）

第１３条　乙は、令和９年３月から令和１２年２月までの毎月、当該月の委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から３０日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

３　乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第１４条　甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）第２２条第１項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

（３）事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
（４）正当な事由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
（５）前各号に掲げる場合のほか、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
２　前項第２号から第５号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
３　前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の１００分の１０に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
４　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。
第１５条　甲は、必要があるときは、乙に対して３か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。
２　第９条第２項及び前条第４項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
（暴力団等排除に係る解除）
第１６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
イ　暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
（２）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
（３）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
（４）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
（５）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第１７条　乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（１）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（４）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第１８条　乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）第９条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が３分の２以上減少したとき。

（２）第９条第１項の規定による委託業務の一時中止期間が６か月を超えたとき。

２　第９条第２項及び第１４条第４項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第１９条　甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第２０条　乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

３　乙は、委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第２１条　乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第２２条　乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

２　乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する 重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第１項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

３　甲は、乙が第１項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第２項の規定を準用する。

（合意管轄）

第２３条　この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第２４条　この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（従事者等の明確化）

第２　乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（適正な管理）

第３　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

（２）個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

（３）その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

（教育の義務）

第４　乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

（秘密の保持）

第５　乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（受託目的以外の利用等の禁止）

第６　乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

（再委託の禁止）

第９　乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

２　前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第１０　乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第１１　甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１２　乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（１）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（２）当該事故の原因を分析すること。

（３）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（４）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第１３　乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

質問・回答について

１　委　　託　　名　　称　　杭ノ瀬第１調整池ポンプ場運転管理業務委託

２　委　　託　　番　　号　　56

３　担　　当　　課　　終末処理場管理課

４　質　問　及　び　回　答

（１）　質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。

（２）　提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書４参照）

（３）　質問の提出の受付は、公告日から令和８年１２月４日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第６２号）第１条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（８時３０分から１７時１５分まで）とします。

（４）　回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。